

平成28年度第12回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後 1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(31名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	9番 吉谷 吾市	10番 林 賢市
11番 山下 正人	12番 寺坂 誠一	13番 中村 利幸	14番 古里 善秀
15番 山下 富雄	16番 寺内 和彦	17番 上村 孝幸	18番 角田 隆章
19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴	22番 宮崎 盛	25番 田原 和行
26番 橋本 博隆	27番 岩田 弘孝	28番 尾崎 初雄	29番 深松 誠
30番 今里 誠一	31番 奥野 音之	32番 谷川 次和	33番 大石 勝
34番 仁田 隆一	36番 平田 光昭	37番 山田 勝久	

4. 欠席委員(3名)

21番 山口 廣行	23番 麥田 幸弘	24番 園山 吉彌
-----------	-----------	-----------

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀	20番 谷川 基晴
-----------	-----------

6. 日 程

議案第67号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第68号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第69号	五島農業振興地域整備計画変更(農用地区域の除外)に係る意見について
議案第70号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第71号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第72号	平成28年度農業委員会年間活動計画について

- 議案第 73 号 平成 28 年度標準農作業受委託料金の改定（案）について
議案第 74 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について
議案第 75 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

- 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
土地改良法第 3 条に基づく資格者の証明について
下限面積（別段面積）の見直しについて
平成 29 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
農地改良等届出済書の交付について
農地利用状況調査の結果について
委員研修旅行精算について
その他

□事務局長

平成 28 年度第 12 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、21 番山口廣行委員、23 番麥田幸弘委員、24 番園山吉彌委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 34 名中 31 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 28 年度第 12 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 67 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3 ページ、67 号の 1 番
1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 666 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。
譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を

図る。譲渡理由、体力の低下により耕作できないので当該地を譲り渡して規模縮小する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第67号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、田1筆2,533㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、愛知県、〇〇〇〇、無職。譲渡理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第67号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑4筆、5筆合計5,600㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、兵庫県、〇〇〇〇、会社員。譲渡理由、当該地を譲り受けて

農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので親戚に譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第67号の4番から7番は関連がありますので一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4ページをお開き願います。

4番、土地の所在地、〇〇町、田1筆1,080㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、団体職員。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。

5番、土地の所在地、〇〇町、田1筆1,471㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。

6番、土地の所在地、〇〇町、田1筆1,396㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇。貸出人、長崎市、〇〇〇〇、無職。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。

7番、土地の所在地、〇〇町、田、外田1筆、2筆合計1,953㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、自らが構成員である法人に貸し出す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。まず申請法人は新規営農のためヒアリングを実施しまして、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの農地所有適格法人要件の確認を行いましてすべての要件を満たしておりました。また、申請内容につきまして

は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の4番から7番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番外3件は、許可されました。

次に、議案第67号の8番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

8番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆60㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、住宅に隣接しており耕作に便利なので譲り受ける。譲渡理由：相手方の要望による。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の8番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、8番は許可されました。

次に、議案第67号の9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

9番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑1筆、田3筆、5筆合計7,922㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、建築業兼農業。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、身体的事情により耕作できなくなったので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は新規就農のため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第67号の9番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、9番は許可されました。

次に、議案第67号の10番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

10番、土地の所在地、〇〇町、田1筆336㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、大阪府、〇〇〇〇、会社員。譲受理由、当該地を譲り受けて経営の多角化を図る。譲渡理由：市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、3月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

採決いたします。議案第67号の10番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、10番は許可されました。

次に、議案第68号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番から6番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは8ページをご覧ください。議案第68号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑20㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用

目的、道路用地。申請地は、〇〇から西へ約 500mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、住宅への進入路としてコンクリート舗装するため土砂流失や日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、道路用地のため発生いたしません。本案は、市街地化が見込まれる、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 68 号の 2 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 144 m²。〇〇町、畑 393 m²、合計 537 m²、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地、道路用地。契約内容、贈与による所有権移転となっております。申請地は、〇〇から西へ約 500mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、南側は申請地よりも高くなっており、その他周囲へは擁壁とコンクリート舗装するため土砂等の流失の恐れはなく、建物を高さ約 5mの平屋建てとすることで日照等に影響はないと思われ、隣接農地への通路を確保することで営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流と自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し既存側溝に放流する計画となっております。本案は、市街地化が見込まれる、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に 10 ページをご覧ください。議案第 68 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 780 m²。〇〇町、畑 98 m²、合計 878 m²、第 2 種農地。借人、福岡市、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から西へ約 400mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 280 枚の発電能力 72.8 k wの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は自然流下と道路側溝に放流する計画となっております。太陽光発電所用地とするため汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市役所の出張所からおおむね 500m 以内の距離にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。

次に 11 ページをご覧ください。議案第 68 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 2, 235 m²、第 2 種農地。借人、福岡市、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から西へ約 400mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、

現状のまま利用し、ソーラーパネルを地表から約 1.5m程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、また、回りの土地との間に緩衝地を設けることにより、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 308 枚の発電能力 78.54kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は自然流下と道路側溝に放流する計画となっております。太陽光発電所用地とするため汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、市役所の出張所からおおむね 500m 以内の距離にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 68 号の 5 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 276 ㎡。〇〇町、畑 411 ㎡、合計 687 ㎡、第 3 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農家住宅用地で居宅 2 棟、農業用倉庫 1 棟。本案は、昭和 48 年に申請人の父の自宅として建物を建築したものです。当該建物は、現在も存在しており住宅及び農業用倉庫として使用しております。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から南西へ約 800mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、石垣、ブロック等が設置され土砂等の流出の恐れはなく、近隣農地とは十分な距離がありますので営農等に影響はありません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水処理・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、住宅等が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。

最後に、13 ページをご覧ください。議案第 68 号の 6 番をご説明いたします。所在〇〇、畑 183 ㎡、第 3 種農地。申請人、〇〇荒町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地で居宅 1 棟。本案は、昭和 59 年 12 月 31 日に申請人の父の自宅として建物を建築したものです。当該建物は、現在も存在し住宅として使用しております。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から北へ約 10mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣地の境界部分には擁壁やブロック塀等工事を完了しており土砂等の被害の恐れはなく。南側隣地に農地がありますが日照・通風等に影響はないと思われ。また、雨水排水は道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。本案は、住宅等が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。以上です。

○議長

次に、議案第 68 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 68 号の 1 番と 2 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 68 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番と 2 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 68 号の 1 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、道路用地。次に、議案第 68 号の 2 番。所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、住宅用地、道路用地。以上 2 件について、議案第 68 号の 1 番と 2 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地であり、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地・道路用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 68 号の 3 番から 5 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第 68 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 3 番から 5 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 68 号の 3 番。所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、太陽光発電所用地。次に、議案第 68 号の 4 番。所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、太陽光発電所用地。最後に、議案第 68 号の 5 番。所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、農家住宅用地、農業用倉庫。以上 3 件の申請について、3 番と 4 番の申請地は市街地化が見込まれる区域内にあり、概ね 500 メートル以内に市役所の出張所がある第 2 種農地である。5 番の申請地は、住宅が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地である。3 番から 5 番の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地と農家住宅用地及び農業用倉庫用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 68 号の 6 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第 68 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 6 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 68 号の 6 番。所在○○。転用者、○○○○。転用目的、住宅 用地。本案について、6 番の申請地は住宅が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。その前に 3 番と 4 番については、全地区協議会会長で現場を見ております。議案第 68 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号の 1 番外 5 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 69 号五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

14 ページをお開き下さい。

議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとなっております。また市町村農業振興地域整備計画の管理要領の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する

変更の可否の判断に当たっては、

- 1、農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
- 2、農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 4、土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 5、土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。

以上5つの要件に留意することになっています。

○議長

それでは、議案第69号五島農業振興地域整備計画変更、農用区域の編入・除外に係る意見について1番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

15ページをご覧ください。

(議案第69号1番を朗読)

○議長

次に、議案第69号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第69号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました議案第69号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の1番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第69号の1番。申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農業用施設用地。本案については、農用区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 69 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当であることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号の 1 番編入のための計画変更については適当であるとの意見に決しました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 69 号の 2 番と 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

16 ページをお開き下さい。

(議案第 69 号 2 番と 3 番を朗読)

○議長

次に、議案第 69 号の 2 番と 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 69 号の 2 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第 69 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 2 番について、当協議会は去る 3 月 16 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 69 号の 2 番。申出人、○○○○。土地の所在、○○町。編入の目的、農地及び農業用施設用地。本案については、農用地域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 69 号の 3 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました議案第 69 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 3 番について、当協議会は去る 3 月 16 日、

現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 69 号の 3 番。申出人、借受人、〇〇〇〇。貸出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、住宅用地。本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 69 号の 2 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。議案第 69 号の 3 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。

地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号の 2 番、編入のための計画変更については適当である。議案第 69 号の 3 番、除外のための計画変更についてはやむを得ないとの意見に決しました。

次に、議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

20 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田 52 筆、畑 68 筆、樹園地 3 筆の計 123 筆で面積が 246,220 m²、所有権移転につきましても、畑 10 筆で面積が 16,631 m²となっております。以上です。

○議長

それでは、議案第 70 号利用権設定の 1 番 1 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。1 番 1 から 1 番 6 につきましては、ごとう

農業協同組合が農地を借受け、リース牛舎を建設するものです。

(議案第 70 号利用権設定の 1 番 1 を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第 70 号利用権設定の 1 番 1 に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 70 号の 1 番 1 に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第 70 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 番 1 について、当協議会は去る 3 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 70 号の 1 番 1。所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 70 号の 1 番 1 に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしているとの報告であります。よって、議案第 70 号の 1 番 1 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号の 1 番 1 は原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 70 号利用権設定の 1 番 2 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き1番2についてご説明いたします。24ページをご覧ください。

(議案第70号利用権設定の1番2を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の

①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第70号利用権設定の1番2に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第70号の1番2に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の1番2について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第70号の1番2、所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第70号の1番2に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしているとの報告であります。よって、議案第70号の1番2は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号の1番2は原案のとおり可決されました。

〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 70 号利用権設定の 1 番 3 から 1 番 6 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは引き続き 1 番 3 からご説明いたします。

(議案第 70 号利用権設定の 1 番 3 から 1 番 6 を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第 70 号利用権設定の 1 番 3 から 1 番 6 に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 70 号の 1 番 3 と 1 番 4 に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 番 3 と 1 番 4 について、当協議会は去る 3 月 16 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 70 号の 1 番 3。所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。

次に、議案第 70 号の 1 番 4。所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、業用施設用地。以上 2 件について、1 番 3 は農業振興地域内の農用地区域外にある農業用施設用地であり、1 番 4 は農用地区域内にある農業用施設用地である。いずれの申請地も周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) ①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 70 号の 1 番 5 に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 番 5 について、当協議会は去る 3 月 16 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 70 号の 1 番 5。所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) ①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 70 号の 1 番 6 に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました議案第 70 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 番 6 について、当協議会は去る 3 月 16 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 70 号の 1 番 6。所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) ①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 70 号の 1 番 3 から 1 番 6 に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) ①の各要件を満たしているとの報告であります。よって、議案第 70 号の 1 番 3 から 1 番 6 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号の 1 番 3 外 3 件は原案のとおり可決されました。次に、議案第 70 号利用権設定の 2 番 1 を審議いたします。本案については〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは引き続き2番についてご説明いたします。なお、2番各号につきましては農地中間管理事業によるものです。

(議案第70号利用権設定の2番1を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の

①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。案第70号利用権設定の2番1は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号利用権設定の2番1は、原案のとおり可決されました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第70号利用権設定の2番2から2番5を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き2番2からご説明いたします。

(議案第70号利用権設定の2番2から2番5を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の

①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第70号利用権設定の2番2から2番5は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号利用権設定の 2 番 2 外 3 件は原案のとおり可決されました。次に、議案第 70 号利用権設定の 3 番 1 から 3 番 2 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—（議案第 70 号利用権設定の 2 番 1 を朗読）委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 3 番 1 からご説明いたします。

（議案第 70 号利用権設定の 3 番 1 から 3 番 2 を朗読）

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 (1) の

①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 70 号利用権設定の 3 番 1 から 3 番 2 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号利用権設定の 3 番 1 から 3 番 2 は原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 70 号利用権設定の 4 番から 19 番、所有権移転の 20 番から 21 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 4 番からご説明いたします。

（議案第 70 号利用権設定の 4 番から 19 番、所有権移転の 20 番から 21 番を朗読）

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 70 号利用権設定の 4 番から 19 番、所有権移転の 20 番から 21 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号利用権設定の 4 番 1 外 39 件、所有権移転の 20 番外 1 件は原案のとおり可決されました。しばらく休憩いたします。

—休憩 午後 3 時 5 分～午後 3 時 15 分—

○議長

再開いたします。議案第 71 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。50 ページをご覧ください。

（議案第 71 号農地利用配分計画の 1 番から 5 番を朗読）

以上 1 番から 5 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 71 号農用地利用配分計画に対する意見について、1 番から 5 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 4 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 72 号平成 29 年度農業委員会年間活動計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局長

（議案第 72 号平成 29 年度農業委員会年間活動計画の説明）

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 72 号平成 29 年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号平成 29 年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号平成 29 年度標準農作業受委託料金の改定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

56 ページをお開き下さい。議案第 73 号平成 29 年度標準農作業受委託料金の改正につきましては、法令に基づき定めるものではなく、農業委員会が地域の農業者のために目安として設定するものです。各地域で農作業の受託を営んでいる個人や受託組織の受託料金を基に五島市管内の目安として示しております。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 73 号平成 29 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号平成 29 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号保安林指定に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

57 ページをお開き下さい。議案第 74 号保安林指定に係る農業委員会の意見について、ご説明いたします。

今回保安林指定に係る意見について平成 29 年 2 月 10 日付けで五島振興局長より、〇〇町、外 65 筆の農地について照会がありましたので、3 月 17 日に現地確認を行っております。なお、所有者からの同意書も添付されております。以上です。

○議長

次に、議案第 74 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 74 号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第 74 号保安林指定に係る農業委員会の意見について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 74 号。所在、〇〇町、外 65 筆。面積、15,768 m²。上記の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 74 号に対する地区協議会会長報告は、保安林指定については支障なしとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、農業委員会の意見については、保安林指定については支障なしとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号保安林指定に係る農業委員会の意見については、支障なしとの意見とすることに決しました。

次に、議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてをご説明いたします。60 ページをご覧ください。今回非農地と判断されたものは田 18 筆、畑 69 筆で、合計面積は 64,364.11 m²となっており、4 月からの累計は田 75 筆、畑 453 筆、樹園地 2 筆で、合計面積は 476,898.11 m²となっております。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑御応答：なし—

〇議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断につい

では、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 土地改良法第 3 条に基づく資格者の証明について
4. 下限面積（別段面積）の見直しについて
5. 平成 29 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
6. 農地改良等届出済書の交付について
7. 農地利用状況調査の結果について
8. 委員研修旅行精算について
9. その他

○議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 28 年度第 12 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。